

遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成 20 年遠野市告示第 132 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度及び平成 22 年度における遠野市営建設工事入札参加資格審査申請書（中間年）の提出期日等を次のとおり定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

平成 21 年度及び平成 22 年度における遠野市営建設工事入札参加資格審査申請書（中間年）の提出期日等

1 申請書の提出

(1) 対象者

市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に新規に登載を希望する者及び業種を新たに追加しようとする者

(2) 欠格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者

イ 法第 27 条の 23 の規定により経営に関する客観的事項の審査を受け、法第 27 条の 29 の規定により総合評定値の通知を受けていない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

エ 令第 167 条の 4 第 2 項各号（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定又は同項後段の規定に該当した後 2 年を経過していない者

オ 遠野市営建設工事入札参加資格者要綱第 7 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により市営建設工事入札参加資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から 2 年を経過していない者

カ 希望する工事種別の完成工事高がない者。

キ 指定工種（別紙 2）を申請する場合において、技術者要件を満たしていない者

ク 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名基準の非指名理由に該当する者

(3) 申請書提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 申請書提出期間等

ア 受付期間 平成 22 年 2 月 1 日（月）から同年 3 月 1 日（月）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く（郵送による申請書提出の場合は、平成 22 年 3 月 1 日消印有効とする。）

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

(5) 申請書提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市東館町 8 番 12 号 岩手県遠野市総務部財政課
TEL 0198-62-2111（代）内線 223 FAX 0198-62-3047

(6) 提出様式

中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式又は岩手県様式とする。

- (7) 提出部数
1部

2 提出書類

提出書類はA4版とし、次に掲げる順にファイル綴じを行い、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。

(1) 建設工事

- ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- イ 営業所一覧表（県外申請者）
- ウ 経営事項審査の総合評定値通知書（写）
- エ 工事経歴書（工事内容を記入すること。）
- オ 希望する工事種別の直前2年間の年間平均完成工事高
- カ 技術職員名簿（市内申請者にあつては、資格者証の写し添付のこと。）
- キ 舗装工事を希望する場合、舗装施工管理技術者の資格者証（写）
- ク 許可・登録・認可等（写）
- ケ 登記簿謄本・身分証明書（写でも可）
- コ 財務諸表（直近1年分）
- サ 納税証明書（写でも可） 納税証明書区分による。（別表1）
- シ 使用印鑑届
- ス 印鑑証明書（写でも可）
- セ 委任状
- ソ ISO認証取得証明書（写） 認証取得している場合

(2) 経常共同企業体

- ア 経常建設共同企業体協定書（写）
経常建設共同企業体の構成員となる者は、上記建設工事の資格要件を満たしていること。

(3) 建設関連業務

- ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- イ 営業所一覧表
- ウ 営業に関する登録証明書等（写）
- エ 測量等実績調書
- オ 技術者経歴書
- カ 登記簿謄本・身分証明書（写でも可）
- キ 財務諸表（直近1年分）
- ク 納税証明書（写でも可） 納税証明書区分による。（別表1）
- ケ 使用印鑑届
- コ 印鑑証明書（写でも可）
- サ 委任状
- シ ISO認証取得証明書（写） 認証取得している場合

3 資格審査

遠野市営建設工事入札参加資格者要綱第3条の規定に基づき資格審査を行い、市営建設工事の入札に参加する資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

4 資格者名簿への登載の可否の通知

遠野市内に主たる事業所又は営業所等を有する者に限り、文書で通知する。

5 資格者名簿の有効期間

資格者名簿の有効期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了後においても、平成 23 年度及び平成 24 年度の資格者名簿が作成されるまでの間は、当該資格者名簿は、なおその効力を有する。

6 申請書に記載した事項の変更等の届出

申請書を提出した後、その内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。

別表 1

納税証明書区分

納税証明書（発行後2箇月以内のもの）を提出してください。（消費税については、課税対象業者に限る。）

区 分	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者(市内業者)	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有しない者
提出書類	1. 遠野市が発行する納税証明書 （様式第59号の2） 2. 広域振興局等が発行する納税証明書 （様式第52号ウ） 3. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その3-3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その3-2）	1. 広域振興局等が発行する納税証明書 （様式第52号ウ） 2. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その3-3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その3-2）	1. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その3-3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その3-2）
証明を要する税目	1. 遠野市が賦課徴収するすべての税目 （法人市民税又は個人市民税を含む。） 2. 岩手県が賦課徴収するすべての税目 （法人事業税又は個人事業税含む。） 3. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税	1. 岩手県が賦課徴収するすべての税目 （法人事業税又は個人事業税含む。） 2. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税	2. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税
証明を要する納税時期	申請書を提出する日の属する年の直前1年間に納付したものを。		

別表 2（1(1)キ関係）

指定工種及び技術者要件

指定工種	技術者要件
土木工事	1・2級の土木施工管理技士又は建設機械施工技士等が3名以上（うち1名以上は1級）
建築一式工事	1・2級の建築施工管理技士又は建築士等が3名以上
電気設備工事	1・2級の電気工事施工管理技士等が3名以上
管設備工事	1・2級の管工事施工管理技士等が3名以上
舗装工事	1・2級の土木施工管理技士等が3名以上（うち1名以上は1級）及び舗装施工管理技術者（2級）が1名以上（土木施工管理技士等との重複可）

注） その他資格区分については、「平成21・22年度県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き（中間年受付用）（岩手県県土整備部建設技術振興課監修）」を準用する。